

デフリンピック派遣委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）スポーツ委員会規約第9条第2項に基づき行われる、デフリンピック及びアジア太平洋ろう者競技大会の日本選手団員の選考に関し公正を期するために設置する、デフリンピック派遣委員会（以下「派遣委員会」という。）の組織及び権限を明確にし、必要な事項を定めることを目的とする。

（審議事項）

第2条 派遣委員会は、前条の目的を達成するためにスポーツ委員会から諮問された次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

- （1）デフリンピック競技大会の日本選手団員の決定及び派遣。
- （2）アジア太平洋ろう者競技大会の日本選手団員の決定及び派遣。
- （3）その他前各号に関連すること。

2 審議結果は、連盟理事会へ報告するものとする。

（構成）

第3条 派遣委員会は、「デフリンピック派遣委員会委員選考規程」により選出された委員をもって構成する。

2 派遣委員会委員の任期は連盟理事と同様に、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 派遣委員会委員長（以下「委員長」という）は、派遣委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

（決定）

第4条 本委員会は委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

3 本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（議事録）

第5条 本委員会の議事については、その経過、結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員2名の合計3名が署名押印する。

（守秘義務）

第6条 委員は委員会の審議において知った秘密を他に漏洩してはならない。

(事務)

第7条 派遣委員会の事務は、原則としてスポーツ委員会事務局が行う。

(委任)

第8条 派遣委員会の体制及び運営に関して必要な事項は、本規程に定めるもののほか、連盟理事会の決議により別に定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、派遣委員会において、委員の過半数の同意の上、連盟理事会の承認を経て評議員会に報告する。

〔制定日〕

2025年（令和7年）6月12日